

(別添7)

○ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日障発第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障発第0714004号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障発0330第11号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0426第6号 <u>平成25年4月26日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障発第0714004号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障発0330第11号 平成24年3月30日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>
<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p>	<p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別紙 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>	<p>別紙 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>
<p>第1部 保健所</p>	<p>第1部 保健所</p>

<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 業務の実施</p> <p>1 企画調整</p> <p>(1) 現状把握及び情報提供</p> <p>住民の精神的健康に関する諸資料の収集、精神障害者の実態（有病率、分布状況、入退院の状況、在宅患者の受療状況、地域における生活状況、福祉ニーズ、就労状況等）及び医療機関、障害福祉サービス事業所、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>の障害福祉サービスや地域生活支援事業など、精神保健福祉に関係ある諸社会資源等についての基礎調査又は臨時特別調査を行い、地区の事情、問題等に関する資料を整備し、管内の精神保健福祉の実態を把握する。</p> <p>また、これらの資料の活用を図り、精神保健福祉に関する事業の企画、実施、効果の判定を行うとともに、一般的な統計資料についての情報提供を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 相談</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談の内容は、心の健康相談から、診療を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症等の相談など、保健、医療、福祉の広範にわたる。相談の結果に基づき、病院、診療所、障害福祉サービス事業所や、自助グループ等への紹介、福祉事務所、児童相談所、職業安定所その他の関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等を行う。また、複雑困難なケースについては、精神保健福祉センター等に紹介し、又はその協力を得て対応することができる。</p> <p>なお、<u>障害者総合支援法</u>による障害福祉サービス等の利用を希望する者に対しては、市町村と密接に連携を図り、円滑な利用が行えるようにすること。</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 業務の実施</p> <p>1 企画調整</p> <p>(1) 現状把握及び情報提供</p> <p>住民の精神的健康に関する諸資料の収集、精神障害者の実態（有病率、分布状況、入退院の状況、在宅患者の受療状況、地域における生活状況、福祉ニーズ、就労状況等）及び医療機関、障害福祉サービス事業所、<u>障害者自立支援法</u>の障害福祉サービスや地域生活支援事業など、精神保健福祉に関係ある諸社会資源等についての基礎調査又は臨時特別調査を行い、地区の事情、問題等に関する資料を整備し、管内の精神保健福祉の実態を把握する。</p> <p>また、これらの資料の活用を図り、精神保健福祉に関する事業の企画、実施、効果の判定を行うとともに、一般的な統計資料についての情報提供を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 相談</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相談の内容は、心の健康相談から、診療を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症等の相談など、保健、医療、福祉の広範にわたる。相談の結果に基づき、病院、診療所、障害福祉サービス事業所や、自助グループ等への紹介、福祉事務所、児童相談所、職業安定所その他の関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等を行う。また、複雑困難なケースについては、精神保健福祉センター等に紹介し、又はその協力を得て対応することができる。</p> <p>なお、<u>自立支援法</u>による障害福祉サービス等の利用を希望する者に対しては、市町村と密接に連携を図り、円滑な利用が行えるようにすること。</p> <p>6～10 (略)</p>
--	---

第2部 市町村

第1・第2 (略)

第3 業務の実施

1・2 (略)

3 相談指導

障害者総合支援法の障害福祉サービスの利用に関する相談を中心に、精神保健福祉に関する基本的な相談を行う。

4 社会復帰及び自立と社会参加への支援

(1) 障害者総合支援法の障害福祉サービスの実施

障害者総合支援法の障害福祉サービス等は、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施する。市町村においては、事業を円滑に実施するため、利用者のニーズに十分に対応できるよう、サービス提供体制を構築する。

(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等

精神障害者の希望に応じ、その精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害者総合支援法の障害福祉サービス等の利用ができるよう、相談に応じて、必要な助言を行う。

また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのもつせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。

(3) 市町村障害福祉計画の策定

障害者総合支援法第八十八条に基づく市町村障害福祉計画については、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進を図る。

(4)・(5) (略)

5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務

(1) 障害者総合支援法の自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請の受理と進達を行う。

(2) (略)

第2部 市町村

第1・第2 (略)

第3 業務の実施

1・2 (略)

3 相談指導

自立支援法の障害福祉サービスの利用に関する相談を中心に、精神保健福祉に関する基本的な相談を行う。

4 社会復帰及び自立と社会参加への支援

(1) 自立支援法の障害福祉サービスの実施

自立支援法の障害福祉サービス等は、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施する。市町村においては、事業を円滑に実施するため、利用者のニーズに十分に対応できるよう、サービス提供体制を構築する。

(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等

精神障害者の希望に応じ、その精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な自立支援法の障害福祉サービス等の利用ができるよう、相談に応じて、必要な助言を行う。

また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて自立支援法による障害福祉サービス等の利用についてのもつせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、自立支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。

(3) 市町村障害福祉計画の策定

障害者自立支援法第八十八条に基づく市町村障害福祉計画については、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進を図る。

(4)・(5) (略)

5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務

(1) 自立支援法の自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請の受理と進達を行う。

(2) (略)

6・7 (略)

6・7 (略)